承久の乱と甲斐源氏

―有雅卿の墳墓の地を尋ねて―

渡辺政之助

一二二一（承久三）年五月十五日、後鳥羽上皇が鎌倉幕府追討の兵をあげて敗れた事件を承久の乱という。戦い利あらず京に逃げ帰った官軍を追って、幕府側は厳しい態度で戦後処理にあたっている。

まず仲恭天皇を廃し、後鳥羽上皇を隠岐に、順徳上皇を佐渡に、土御門上皇を土佐に配流、雅成親王を但馬に、頼仁親王を備前に流したうえ、有雅等上皇方の公卿五人を斬ったのである。上皇方の公卿五人とは、光親・宗行・範茂・有雅・信能のことであり、承久の乱の首謀者とされ、『東鑑』によれば、『張本の公卿』ということになるのである。囚われの身となった五人のうち、藤原光親と源有雅とは甲斐源氏の武田五郎信光、小笠原次郎長清とによって甲斐に押送、信光は京都より甲斐の領国石和に帰館の途路、駿河の加古坂（静岡県籠坂）で藤原光親を斬っている。

ときに一二二一（承久三）年七月一二日、光親四六歳であった。いまこの地を通ると、眼下に御殿場の街並が望見され、青々とした高原ゴルフ場が広がっている。光親の碑は坂の中腹に建ち、年経た黒松の梢に風が流れ、哀しいまでに敗者の痛ましさを伝えている。

源有雅は小笠原長清が預かって、信光と同じような経路を経て領国甲斐稲積荘に至ったものであろう。往時は鎌倉海道を通行したものと考えるのが至当であるから、このような考えのうえで、有雅を護送した長清の一行は籠坂から富士吉田市へ、そして河口湖畔を経て稲積荘へ帰館したものであろうと思える。この辺りが父遠光の本貫の地であり、現在の若草町加々美の法善寺（加賀美山法善寺）がその館跡だといわれている。

甲斐国稲積庄、現在の甲府市伊勢・住吉・国母・大里・山城・玉穂・昭和町に広がる一帯である。『甲斐国志』巨摩郡中郡筋として「当筋ノ上条・中条・下条・西条・北山筋ノ石田・篠原ニ係リ、山梨郡ノ小瀬・小曲ノ辺リニ及ブ」とある。

さて承久の乱と甲斐源氏の動きについては後にゆずるとして、後鳥羽上皇が討幕の院宣を下したのは東国武士団の中では千葉・小山・宇都宮・三浦・葛西の各氏と並んで甲斐の武田信光・小笠原長清等であった。

武田五郎信光、大系図に信義の五男伊沢五郎と称すとあり、尊卑

分脈によれば次のようになる。

武田信義
- 忠頼（一条）
- 兼信（坂垣）
- 有義（逸見）
- 信光（伊沢）

信光はあとで武田の惣領職を相続していくのであるが、平治物語の文中の記述や、その後の信光の言動から推測すると有義等と兄弟だったとする説にも大きな疑問がもたれる。

一一八〇（治承四）年駿州に赴く条に信義・忠頼・兼信・有義の次に当然あるべき信光の名は見えず、安田三郎・逸見光長・河内五郎・伊沢五郎信光とあるのを指摘して、信義の子とは考えず、伊沢四郎信景の男ではないかと疑っている文書がある。『甲斐国志』によれば、「信景ハ刑部三郎義清子弟ノ類ニテ信光ハソノ男ナラン事ヲ疑ヘドモ今所レ採ルレ決ヲナシ」ともある。父とされている武田信義の自刃、当然武田家を継ぐべき位置にあった長兄一条忠頼の誅、次兄板垣兼信の流、有義の誅と信光の身近には誠に慌しく悲惨事が続く。そしてこれらのどれにも大なり小なり信光が関与していたことが推察される。梶原景時の謀反事件に関連した逸見有義の失踪事件などは、その最たるものと言わねばならない。

しかしそうした渦中にありながら、信光は武田一門の長として栄達の道を歩んでいくことになる。

一方小笠原長清は加賀美遠光の次男として一一六二（応保二）年三月五日に出生、初め長兄秋山光朝とともに京都にあって平家に仕えていた。一一八〇（治承四）年源頼朝の挙兵のときには長清一九歳か。

高倉宮以仁王の発した平氏追討の令旨が東海・東山・北陸三道諸国の源氏に発せられたのが同年四月九日、伊豆の北条館にあって頼朝がこれを拝受したのが四月二七日、甲斐源氏のもとにもそれと相前後して令旨が発せられたものと思われるが、挙兵は同年九月二四日、石和御厨においてとなっている。

しかし甲斐源氏の動きはこれより早かったのではなかろうか。頼朝が伊豆国目代山木兼隆の館を襲ってこれを討って挙兵したのが八月一七日、八月二四日、石橋山での合戦、これと前後して『東鑑』に八月二五日、甲斐源氏は甲州を出兵、波志太山で俣野景久、駿河国目代橘遠茂らを撃破しているのが見える。こうしてみると頼朝の出兵要請もさることながら、甲斐源氏は独自の判断により、頼朝とも対等の立場をとりながらの行動であったようにも考えられる。

さて次郎長清は京にあって平知盛に重用されていたが、時代の変わりゆくのをいち早く察知し、兄太郎光朝に先立って帰国、同年一〇月一九日には頼朝のもとに参着している。これがその後における長清の運命を大きく変えるところとなり、頼朝に重用され、飛躍・隆盛の道を歩むことになるのである。

一一八五（元暦二）年正月六日、頼朝の文書の中に「甲斐の殿原の中にはいさわ殿、かゝみ殿ことにいとをしく申させ給べく候、かゝみ太郎殿は二郎殿の兄にて御座候へとも平家に付又木曽に付て心ふぜんにつかひたりし人にて候へば所知なと奉へきにはなはぬ人にて候なり……」とある。ここで言うかゝみ殿とはいうまでもなく長清のことであるから、この時点では小笠原を名乗ってはいないのではなかろうか。しかしこの前後に小笠原といい加賀美とも記している

ものがあるが、いずれにしても、この項では長清について詳細を述べるのが目的ではないので省く。

さてやや筆が横道に逸れたが一二二一（承久三）年五月一五日、長清は五郎信光等とともに東山道軍の大将として兵五万余騎を引具して出兵した。この戦いは世上によく知られているように、後鳥羽上皇を中心とした公家勢力が、政権回復の機会を狙って鎌倉幕府追討の兵をあげて敗れた事件である。ときに三代将軍源実朝の横死、幕府内紛に乗じてのものであった。

これに対して幕府側は頼朝未亡人政子、執権義時を中心にして団結、大軍を率いて上洛し、公家勢力の打倒破壊をなし遂げるのである。京都に逃げ帰った官軍を追って幕府軍は厳しい態度で戦後の処理にあたっている。

ここで長清等の進路を追ってみると、鎌倉を発して市原・大炊の渡しへ六月六日到着、垂井を経て供御瀬に向っている。戦いが官軍敗北に終わり、源有雅が囚われたのが承久三年六月二四日である。こうして長清は有雅を預り、これを押送して甲斐国へ向ったのであろう。この帰路、信光・長清等は鎌倉には立ち寄らなかったのではなかろうか。少くとも尼将軍政子には会見していないのではなかろうかと思う。後述するが有雅が自らの助命嘆願の使者を鎌倉の政子のもとに送っていることからも推察して、鎌倉には立ち寄らず加古坂に向かったと見るべきではなかろうか。不幸にしてこの使者は政子からの助命を許す書状を携えて帰りながらも、それが有雅処刑後であったために間に合わずに終わっている。思うに長清は有雅を伴なって領国の稲積庄に帰り、別邸に近い巨勢村浄福寺に有雅を幽閉したものであろう。『甲斐国志』に「許勢小瀬村　又巨勢・巨瀬・古瀬ニモ作ル……小瀬ハ当筋ノ一都会古時県官ノ治所ナリシヤラン後ニ小笠原長清ノ采邑ナリ……」『東鑑』に「稲積庄巨勢村トアルハ此所ナリ……」とも。

浄福寺跡と思える所は今その面影を残していない。僅かに竹林と二・三基の古墓がその名を止めているに過ぎない。「九品山浄福寺浄土宗府中浄興寺ノ末除地四畝十二歩」とあるのがその跡である。

浄福寺跡と思える所より東北方に歩いて百数十歩の辺りに玉田寺跡と呼ばれる所がある。「如金山玉伝寺小瀬村　時宗府中一蓮寺ノ末御朱印四十一石四斗余、本山ノ小庫裡トテ自リ古ヘ兼帯所ナリ……」と、また「小瀬宮内大輔宅跡同村　玉田寺ノ境内是レナリト云フ湟墨ノ址存セリ或ハ右馬助信長居ルレ之ニ又石和五郎信光居レリ本トハ諏訪明神ノ社地ナリシヲ信光之ヲ下鍛冶屋ノ産神鈴宮ノ社地ニ遷シ合祀シテ其ノ地ヲ居館ト成スト云フ按ルニ石和信光ニハ有ルベカラズ前ニ記ス小笠原長清此ノ処ニテ有雅ヲ誅セシ事アレバ長清ノ別荘ナドアリ後ニ右馬助信長又居レ之ニカ……」と見える。

さて承久の乱の首謀者の一人と見なされる源有雅についてであるが、父は参議雅賢である。宮中において有雅は次第に重用され、乱当時は正二位参議右近衛督検非違使別当であった。「参議とは宰相、公卿の一員として国政の大事を議し、大臣・納言に次ぐ重職、右近衛督兵衛・官名・兵衛府に勤務する役人・令制では左右両府に各四百人を常置・宿衛宮門の守護、夜中巡検・大儀の儀杖、行啓の供奉等を行う。検非違使、京都の警察裁判機関……」（グランド百科）。要するに当時有雅は宮中にあって現在の防衛庁長官、最高裁長官、警察庁長官の重職にあったのである。乱起こるや幕府側としては、

当然彼有雅を重要な首謀者とみなしたのは道理である。

ところで小瀬村（甲府市小瀬町）に押送されてきた有雅は、どれほどの間この地に生存できたであろうか。前述したように武田信光が光親を斬ったのが七月一二日であるから、長清も信光とともに甲斐への帰省を急いだとすれば、遅くとも一五日頃には稲積庄小瀬村の別邸に着いた筈である。有雅の刑が行われたのが七月二九日であるから、この地に生存していた期間は、僅かに二週間程度と思える。

『東鑑』七月九日の条に

「二十九日、壬子、入道二位ノ兵衛ノ督（有雅卿去月出家年四十六）為二小笠原次郎長清之預一。下二着甲斐国一。而依レ有二聊因縁一。可レ被レ救二露命一之由。申二二品禅尼一間。暫抑二死罪一。可レ相二待彼左右一之由。雖レ令二懇望一。長清不レ及二許容一。於二当国稲積庄小瀬村一令レ誅畢。須叟可レ宥二刑罪一之旨。二品書状到来云々。楚忽之為レ体。定有二亡魂之恨一者歟。」

承久軍物語には

「ささきの前中納言は、をがさ原の次郎ぐし奉りて、かひのくに板垣の庄の内・古瀬村といふ所にて、すでに誅し奉らんとす。中納言のたまひけるは、吾二位殿へ申すむねあり、そのつかひ今日かへるべし。それまでまたるべうもや候らんといはれけれども、ただきれとてきり奉る。そののち、はんじばかりありて、二位どのより御使たすけ奉れとの左右ありけれども、力をよばず、ぢゃうごうといひながらなさけなくぞおぼえし」

先にも触れたように、有雅は小瀬村の浄福寺に幽閉されていると、使者をもって鎌倉二位の尼政子の許に自らの助命嘆願をしている。当時鎌倉・甲斐を往復すると、急いでも一週間は要したであろうから、ここに見るように政子の赦免状を携えた使者が帰省したときには、すでに処刑が行われた後ということが起こり得る訳である。一刻は約二時間であるから「はんじ」は一時間ということになる。まことに悔恨の極みであっただろうし、これが事実を伝えているとすれば、有雅の処刑はまことに劇的なものであったという他にない。あと一時間、否ものの三十分も処刑が遅れれば助かった命であったと思われるからである。この時間の流れは有雅にとって哀れとしかいえない。今ここに五卿の命日を記してみると、

光親卿（四六歳）	駿河加古坂　七月一二日
宗行卿（四七歳）	駿河藍沢　七月一四日
範茂卿（二七歳）	相模関本　七月一八日
有雅卿（四六歳）	甲斐小瀬　七月二九日
信能卿（三二歳）	美濃遠山　八月一四日

久しい間有雅の墓は人に顧みられることなく浄福寺境内にひっそりと土饅頭のまま放置されていた。ところが一七五二（宝暦二壬申）年十一月甲府勤番士野田成方等の手によって有雅の墳墓として世に出ることになる。往時のことを「里人の伝へに佐々木中納言有雅の霊を富士浅間に祀と云り。按に東鑑に承久三年七月二十九日入道二位兵衛督（有雅去月出家年四十六）為二小笠原次郎長清之預一。下二着甲斐国一。而依レ有二聊因縁一。可レ被レ救二露命一之由。申二二品禅尼一間。暫抑二死罪一。可レ相二待彼左右一之由。雖レ令二懇望一。長清不レ及二許容一。於当二国稲積庄小瀬村一令誅畢。須叟可レ宥二刑罰一之旨。二品書状到来云々。楚忽之為レ体。定有二亡魂之恨一者歟。と見えたり。按に此地其頃は長清の食邑なるべ

し。長清の庶子に小曲五郎長家あり、小曲は小瀬の南に按きたる村にて、長家を居住せしめし処といへり。然と富士塚は本州所在に在り。古記に建久年中右大将頼朝卿富士野に狩せし時国内に一年の租税を免されし故、州人悦て往々に塚を築て祭をなし仁恩に報と云う。本村に頼朝地蔵という石仏あり、銘に古瀬の二字わずかに存れり。略、此塚、原来は有雅を葬し処なるべけれど富士塚と云うもの多ければ其を混淆て斯る妄説を伝しなるらん。其は有雅の霊を富士浅間に祀るべき縁由なければなり。」と、また「当寺の所有の畑中に小高き処ありて富士権現と祀して置く。里人は平家の大将の古墳也と云ふ。先住の頃、村の者此社地の木を伐りて薪に売れば、寺の為にも成るべきといふに、住僧も諾す。即是を伐る。其夜束帯せる人、住僧の夢に、社地の老樹を伐りしを怒る。樵夫も同夜同夢を見る。村人其霊威に恐る。当住暁的和尚其神霊を崇敬して其主の姓氏を正さんとすれば、古来の事実を知れ難し。甲陽勤士の内に、飢龍子といふ人諸史を考訂して見るに、承久三年六月佐々木中納言有平甲斐の国古瀬河原に於いて誅せらるる事あり（有平は写誤り）飢龍子此出処に拠て一村の古老に問ひ、所伝の覚書など考るに彼卿の古墳なる事紛れなし。依て縁起を作るを見るに、佐々木黄門有雅卿は承久の逆乱に都方の大将なり。宇治川の合戦に敗れて擒にせらる。小笠原信儂守長清預りて当国に来り、既に坂垣の庄古瀬の河原に於いて誅せんとす。有雅卿の言、二位殿へ申旨あり、使の者押付帰るべし、其程暫く待玉へと、長清聞ずして誅す。其跡へ有雅の家士二位殿より、赦免の状持来る。宿業の拙き縁哀也云々。」

現在の小祠が建てられたのはそれより三年後の一七五五（宝暦五乙亥）年であり、甲府勤番士三一名の手によったものである。この小祠には正面に、富士塚大権現と六字を二行に刻して、その右に宝暦五乙亥歳五月吉日、中興誓誉代とあり、裏面に甲陽御勤士三十一人、小祠鳥居御寄進、発起野田氏成方と更に左に山梨郡小瀬村鎮守、九品山浄福寺とある。

『甲斐国志』にも次のように見える。

「富士塚同村　里人ハ有雅ノ霊ヲ富士浅間ニ祀ルト云ヒ伝フ。宝暦五乙亥五月浄福寺ノ僧暁的其ノ塚下ニ石祠ヲ立テテ祭レル之ヲ。府ノ番士野田鶏鼠子市左衛門成方同番ノ士三十一人ト倶ニ其ノ費ヲ助ケテ縁起ヲ作ルトナリ」

小瀬の河原において……等と記されたこの辺りも日々に変遷、近くには甲府商業高校・県立南高校・山城小学校の校舎が軒を並べるかのように聳える県営小瀬団地の一画に移され、僅かに昔日の面影をとどめているに過ぎない。葦や芒の背波の中を獣道のようなかぼそい野面道があっただけであろうと思われる往古の姿を今やしのぶ縁もない。

（石和町誌編纂室　石和町）